

質問回答

2020年3月5日

「(案件名)ミクロネシア国ポンペイ港拡張計画準備調査(QCBS)」

(公示日:2020年2月19日/公示番号:19a01127)企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	5. 見積書作成にかかる留意点 (6)旅費(航空賃)について	<p>2月3日より、ミクロネシア政府は日本が感染地域・国であるとして、非感染地域・国での14日間滞在ルール適用を開始しました。第1回現地渡航は5月中旬と先になりますが、万が一この適用が解除されない場合、</p> <p>1) 貴機構推奨ルートである「東京⇒グアム⇒ポンペイ」を使い、グアムで14日間滞在することになるでしょうか。</p> <p>2) グアムで14日間滞在する場合の日当・宿泊・報酬の扱いはどうなるでしょうか。</p> <p>3) または、この適用が解除されない限り、本件業務の現地調査は開始されないでしょうか。ご教示いただければ幸いです。</p>	<p>新型コロナウイルスに関する状況は今後変化する可能性がありますため、本公示での見積書提出時点では、同ウイルスに関する各国の渡航制限がない前提で見積をご提出願います。</p> <p>契約締結後、現地渡航前に、同ウイルスに関する渡航制限がある場合は、業務の緊急性を考慮し、非感染地域・国で滞在中のうえ現地渡航を行うのか、もしくは現地調査を延期するのかについて打合簿で合意します。</p> <p>非感染地域・国で滞在中の場合、日当・宿泊料・航空賃は発注者側の支払い対象とし、同滞在中の日数に対する報酬は同対象としない方向で契約変更を含めて検討します。</p>
2	5. 見積書作成にかかる留意点 「コンサルタント等契約における経費処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」	<p>ご指示いただいているガイドラインは、2019年4月版であるため、提示されている「報酬単価」「日当・宿泊料」は2019年度分となっております。本業務の開始は2020年5月で予定されているところ、新年度の単価を参考とさせていただきたく、ご教示いただければ幸いです。</p>	<p>本案件は2/19公示になりますところ、報酬単価については2019年度の単価が適用されます。</p>

2/21 回答済み

3	<p>企画競争説明書 第 3 章プロポーザル作成に係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項</p>	<p>見積作成にかかる直接人件費月額単価について伺います。 本案件の契約履行開始時期は 2020 年 4 月が予定されています。 2020 年度の直接人件費月額単価が決まっていたら御提示ください。 また、未定の場合で、本プロポーザル提出時までに 2020 年度単価の提示が間に合わない場合は、2019 年度単価を用いて見積書を作成・提出の上、契約交渉時に 2020 年度単価に修正の上、契約すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>通番号 2 の回答の通り。</p>
4	<p>企画競争説明書 第 3 章プロポーザル作成に係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項</p>	<p>見積書作成に当たり、JICA 指定レート(US ドルと日本円)を御提示ください。</p>	<p>QCBS 案件においては、指定レートの提示は行っておりません。競争参加者において適正なレートにて見積書を作成願います。</p>
5	<p>企画競争説明書 第 2 章特記仕様書案 5.業務の内容 (13)税金情報の収集整理</p>	<p>現地調査における作業量／工程計画を検討するため、現時点で貴機構ミクロネシア支所にて蓄積された税金に関する情報(免税情報シート)を御提示ください。</p>	<p>免税情報シート作成が導入されて以降、本案件はミクロネシアでは初の案件となります。従って、ミクロネシアに係る免税情報シートは作成されていません。</p>
6	<p>企画競争説明書 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5)安全管理</p>	<p>「特にない。但し、現地渡航に当たっては、外務省海外安全情報等を確認のうえ、安全な業務遂行に留意のこと。」と記載されています。 外務省海外安全ホームページに、2020 年 2 月 17 日付在ミクロネシア日本大使館からの【新型コロナウイルスに関するミクロネシア大統領府による</p>	<p>通番号 1 の回答の通り。</p>

		<p>緊急事態宣言(その4)】において、以下の記載があります。</p> <p>「主文パラ12 連邦議会決議 No.21-117 において、中国本土以外の新型コロナウイルスの感染が確認されている国・地域からのミクロネシア連邦への入国に関して、非感染国・地域において少なくとも直近 14 日間滞在する規制が緩和されたが、この規制を再度課し、2 月 28 日まで継続する。」</p> <p>上記ミクロネシア国への入国制限は、2020年5月中旬から予定されている第1次現地調査までには緩和あるいは解除されると想定して、見積書に反映させないとの理解でよろしいでしょうか。また、今後入国制限が緩和あるいは解除されない場合は、別途貴機構から指示があるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
7	<p>企画競争説明書第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託</p>	<p>「自然条件調査の 11 の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。」と記載されています。調査対象地であるミクロネシア国ポンペイ州ポンペイ港は、日本からの外航航路が就航しており、また日本からの航空運賃も高くはありません。したがって、調査項目によっては調査品質の高い日本の会社に再委託しても現地再委託費の定額内に収まるものと考えられます。再委託先の選定に関して、日本の会社への再委託も可能でしょうか。</p>	<p>日本の会社への再委託は差支えありません。</p>

8	<p>企画競争説明書第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (2)業務量 目途と業務従事者構成案</p>	<p>第2回現地調査(概要説明)に参加する業務従事者は①業務主任/港湾計画と②港湾施設設計の2名を想定されているのでしょうか。</p>	<p>第2回現地調査(概要説明)には3名の参加を想定しています(①業務主任/港湾計画、②港湾施設設計、⑤環境社会配慮)。</p>
2/26 回答済み			
9	<p>企画競争説明書 第2章 (別紙1) 企画競争説明書 第3章 5. (3) (企画競争説明書 21 ページ、27 ページ)</p>	<p>① 企画競争説明書 第2章 (別紙1) では、自然条件調査の実施方法として「直営または現地再委託」と記載されています。同 第3章 5. (3) 1) では、同様の調査項目にかかる費用を定額計上するよう記載されています。調査を直営で実施する場合でも、定額で見積るのでしょうか。</p> <p>② 企画競争説明書 第3章 5. (3) では、「特殊庸人として提案される場合においても、現地再委託費として、定額を見積もってください。」と記載されています。また、同 (7) には、「業務実施上必要な機材がある場合、原則として一般業務費(賃料借料)で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として機材費(機材購入費)に計上してください。」と記載されています。調査を直営で実施する場合、機材にかかる費用は現地再委託費で計上する定額に含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>① 直営で実施する場合は、報酬(MM)として計上して下さい。なお、定額計上の金額は変更せずにそのままの金額を見積もりに計上してください。</p> <p>なお、定額計上いただく金額は直接経費ですので、報酬(直接人件費+その他原価+一般管理費等)へ流用することはできません。</p> <p>② 一般的に再委託費として定額計上していただいた経費は同じ業務を実施する目的としての「特殊傭人費」に流用することを認めています。今般のご質問は、同じ業務を実施することを目的として「定額計上する経費を機材損料として流用できないか？」との趣旨ととらえました。この趣旨のご質問であれば、この流用を認めさせていただきます。</p> <p>③ 調査を直営で行う場合は、報酬(MM)として計上になりますので、業務従事者の従事計画・実績表が必要となります。なお、定額計上の金額から報酬(直接人件費+その他原価+一般管理費等)へ流用することはできない</p>

		③ 調査を直営で行った場合の、精算時の証拠書類をご教示願います。	ことは上述のとおりです。
10	企画競争説明書 第3章 5. (3) (企画競争説明書 27 ページ) 見積根拠提出時の留意事項	<p>① 企画競争説明書 第3章 5. (3) に記載されている定額で見積る現地再委託費についても見積根拠を提出する必要がありますか。</p> <p>② 定額で見積る現地再委託費については、定額計上する金額がそのまま契約金額の内訳として反映されるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③ 定額計上されている現地再委託費について、全 11 調査の費用が総額 91,648,000 円以内であれば、各調査項目間の費目間流用はコンサルタントの裁量で行ってよいと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>④ 協力会社との現地再委託契約を外貨建てで締結した場合で、契約締結時のレートでは定額内におさまっていたものの、その後の為替変動により為替差損が発生した場合は、精算時に補てんいただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>① 見積根拠の提出は不要です。ただし、契約交渉に当たって、当方が指示した定額計上額で目的とする自然条件調査等が実施可能か、また、当方が想定している自然条件調査等の内容・範囲で十分な設計精度が確保できるか等について、競争参加者のプロポーザルに基づき、意見交換させていただきます。その際、定額計上額では十分ではないという想定がある場合、具体的な見積概算額の提示を頂く場合があります。</p> <p>② ご理解の通りです。</p> <p>③ ご理解の通りです。</p> <p>④ ご理解の通りです。契約約款第 14 条第 5 項第 2 号の規定の範囲内で対応が可能と考えます。</p>
2/28 回答済み			

11	<p>コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)(2019年4月)Ⅱ.1.報酬単価 (同ガイドライン3ページ)</p> <p>企画競争説明書第1章8.(3)見積書の開封 (同説明書6ページ)</p> <p>質問回答通番号2</p>	<p>「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」(2019年4月)Ⅱ.報酬1.報酬単価(3ページ)には、「当該年度に契約書を締結する(=履行を開始する)契約に適用します」と記載されています。そのため、2020年度に契約を締結する案件については、2020年度単価が適用されると理解しております。また、本案件は企画競争説明書第1章8.(3)見積書の開封に記載の通り、2020年4月3日に見積書が開封されるため、契約の締結は同年4月以降と認識しています。</p> <p>質問回答通番号2で「本案件は2/19公示になりますところ、報酬単価については2019年度の単価が適用されます」とご回答いただきましたが、上記のガイドラインの記載より、見積書提出時には2019年度単価で見積書を作成・提出し、契約交渉時に2020年度単価へ修正の上、契約を締結すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>2020年度における報酬単価(月額上限額)につきましては、国土交通省の2020年度の「設計業務委託等技術者単価」の見直しに加え、昨年度コンサルタント業界の皆様にご協力いただき実施した「コンサルタント等契約に係る経費実態調査」に基づいた積算基準の改正を反映させることが求められています。</p> <p>近く、2020年度の報酬単価(月額上限額)の公表が可能となる予定ですが、当該単価の適用は、当該単価公表後(「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の改正も併せて公表予定です。)に公示される案件から適用される予定です。</p> <p>このような事情がありますので、本件競争における報酬単価(月額上限額)については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」(2019年4月)Ⅱ.報酬1.報酬単価に記載されている2019年度の報酬単価(月額上限額)を適用させていただきます。</p>
----	---	--	--

以上